

海老名駅西口特定公共施設利用料金減免規程

●海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例施行規則（利用料金の減免）

第8条 条例第26条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市が、公共の用に使用するとき 利用料金を免除する。
- (2) 国、県又は他の地方公共団体が主催する行事等で利用するとき 利用料金を免除する。
- (3) 国、県又は他の地方公共団体が共催する行事等で利用するとき 利用料金の100分の50に相当する額を減額する。
- (4) 国、県又は他の地方公共団体が後援する行事等で利用するとき 利用料金の100分の20に相当する額を減額する。
- (5) その他指定管理者が特に認めたとき 利用料金を減額し、又は免除する。

(参考) 海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例

https://www.city.ebina.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/642/3-4.pdf

●海老名駅西口特定公共施設指定管理者一般社団法人 海老名扇町エリアマネジメント減免規程 海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例施行規則第8条（利用料金の減免）第5号に 対応した規程

◆減免規程①(主催・共催・後援・公的利用等)

- (1) 海老名駅西口特定公共施設指定管理者一般社団法人 海老名扇町エリアマネジメント（以下当法人という。）が主催する行事等で利用するとき利用料金を免除する。
- (2) 「一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント定款」及び「一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント会員・社員規定」に定める正会員及び賛助会員の活動が、公共的・公益的である活動と認めたとき 利用料金を免除する。
- (3) 当法人が共催する行事等で利用するとき 利用料金の100分の50に相当する額を減額する。
- (4) 当法人が後援及び協賛する行事等で利用するとき 利用料金の100分の20に相当する額を減額する。

◆減免規程②(3回以上利用)

- (1) 年間(4月1日から翌年3月31日)で3回以上利用するとき 3回目の利用料金は、100分の50に相当する額を減額する。
但し、中心広場の全面利用の場合は、適用外とする。
利用料金の徴収は、1回目、2回目は通常料金で徴収し、3回目の利用料金を100分の50に相当する額を減額する。4回目以降も同様とする。

◆付則

- (1) 減免の適用に当たっては、条例及び当法人の減免規程①の重複適用はできない。
- (2) 当法人の減免規程②の適用に当たっては、条例及び当法人の減免規程①の重複適用はできないものとする。
- (3) 主催、共催、後援の可否判断については、一般社団法人 海老名扇町エリアマネジメント 主催・共催・協賛・後援等に関する規程（別紙）に定めるものとする。